

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部下水道課 No.006

処 分 名	排水設備等の計画の変更の確認
処 分 の 概 要	排水設備等の新設を行おうとする者は、排水設備計画確認を受けた後に計画を変更しようとするときは、その変更について書面にて届け出て、市長の確認を受けなければならない。
根拠条例等・条項	春日部市下水道条例第 8 条第 2 項 春日部市下水道条例施行規則第 6 条
審 査 基 準	春日部市下水道条例 （排水設備等の計画の確認） 第 8 条 2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、届け出ることを要しない。  春日部市下水道条例施行規則 （排水設備等の軽微な変更） 第 6 条 条例第 8 条第 2 項ただし書の規定による排水設備等の軽微な変更は、排水経路を変更しないもので次に掲げるものとする。 （1） 屋内の排水管に接続する台所の流し、洗面器、手洗器及び水洗便所のタンクの大きさ又は構造等の変更 （2） トラップ、ストレーナーその他排水設備の附帯設備で確認を受けたときの能力を低下させない軽微な変更
標準処理期間	7 日（休日は含まない。）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階下水道課
備 考	

**根拠条例及び  
関係法令等の抜粋**

■春日部市下水道条例

(排水設備等の計画の確認)

第8条

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、届け出ることを要しない。

■春日部市下水道条例施行規則

(排水設備等の軽微な変更)

第6条 条例第8条第2項ただし書の規定による排水設備等の軽微な変更は、排水経路を変更しないもので次に掲げるものとする。

- (1) 屋内の排水管に接続する台所の流し、洗面器、手洗器及び水洗便所のタンクの大きさ又は構造等の変更
- (2) トラップ、ストレーナーその他排水設備の附帯設備で確認を受けたときの能力を低下させない軽微な変更